

第112回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ
当行本店 9階ホール

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等をご勘案のうえ、株主総会当日のご来場はご自身の健康状態をご考慮いただき、体調がすぐれない場合は、他の株主の皆さまへご配慮のうえ、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使は、書面または電磁的方法（インターネット等）による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

目次

第112回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

事業報告

計算書類

監査報告



株式
会社

富山第一銀行

証券コード：7184

証券コード：7184
2023年6月2日

株主各位

富山市西町5番1号
株式会社 **富山第一銀行**
取締役頭取 野村 充

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第112回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイト「第112回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当行ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.first-bank.co.jp/ir/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト「<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do?Show=Show>」にアクセスして、銘柄名（会社名）に「富山第一銀行」または証券コードに当行証券コード「7184」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do?Show=Show>



当日ご出席願えない場合は、「議決権の行使等についてのご案内」に記載のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、2023年6月28日（水曜日）午後5時10分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 1.日 時 | 2023年6月29日(木曜日)午前10時 |
| 2.場 所 | 富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ
当行本店 9階ホール |

3.会議の目的事項

- 報告事項**
- 1.第112期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
 - 2.第112期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役11名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4.議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面による議決権行使の場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月28日(水曜日) 午後5時10分到着分まで

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合



スマートフォン、パソコンから当行指定の議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスいただき、「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき(二次元コードを読み取る場合は除く)、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

なお、書面と電磁的方法(インターネット等)により、重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)によるものを有効な議決権行使とし、電磁的方法(インターネット等)によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

行使期限 2023年6月28日(水曜日) 午後5時10分入力完了分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2023年6月29日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

場所 TOYAMAキラリ 当行本店 9階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※ 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎ 電子提供措置のうち、次の事項につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。
- ・ 事業報告のうち、「業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況」「特定完全子会社に関する事項」「親会社等との間の取引に関する事項」「会計参与に関する事項」「その他」
 - ・ 計算書類のうち、「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ・ 連結計算書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 従って、株主さまに対して交付する書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当行ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 当日ご出席の際は、資源節約の為、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会にご出席の株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



インターネット等による議決権行使のお手続きについて

行使期限

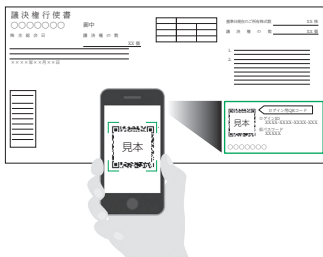
2023年6月28日(水曜日) 午後5時10分入力完了分まで

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

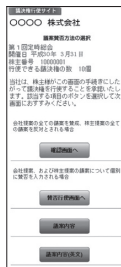
二次元コードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載の二次元コードを読み取ってください。



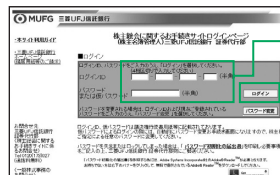
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

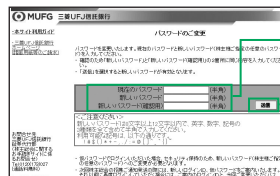
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当行の株主還元方針につきましては、経営の健全性維持のための内部留保の充実や積極的な事業展開に向けた投資とのバランスを考慮しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施していくこととしております。

具体的には、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向30%程度を目安とし、着実に利益水準を高めることにより1株あたり配当金の増加を目指してまいります。ただし、利益水準が低位にとどまる場合においても1株あたり年間12円の配当を下限といたします。

あわせて、市場動向や業績見通しなどを勘案したうえで、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施いたします。

当期の期末配当につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、本方針に基づき業績の状況等を総合的に判断した結果、次のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金12円（中間配当を含め当期の配当は1株につき20円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、768,086,352円となります。

(3)剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役 金岡純二、野村 充、桑原幹也、長谷 聡、前田 央、本多 力、島倉勇人、川原義仁、金岡克己、谷垣岳人、西田友佳の各氏、11名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。また、四谷英久氏はさきにと取締役を辞任されております。つきましては、引き続き経営陣の充実強化を図るため、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当行における現在の地位	候補者属性	取締役会出席状況
1	野村 充	取締役頭取	再任	15/15回 (100%)
2	桑原 幹也	常務取締役法人事業部長 兼リテール部長	再任	15/15回 (100%)
3	長谷 聡	取締役事務統括システム部長	再任	15/15回 (100%)
4	前田 央	取締役人事企画部長 兼コンプライアンス/フィデュー シャリー・デューティー部長	再任	15/15回 (100%)
5	本多 力	取締役総合企画部長	再任	15/15回 (100%)
6	島倉 勇人	取締役経営管理部長	再任	15/15回 (100%)
7	高島 寧	執行役員市場金融部長	新任	-
8	金岡 克己	社外取締役	再任 社外 独立	15/15回 (100%)
9	谷垣 岳人	社外取締役	再任 社外 独立	15/15回 (100%)
10	西田 友佳	社外取締役	再任 社外 独立	10/11回 (90.9%)
11	柳原 良太		新任 社外 独立	-

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">野村 充 (1962年 8月 9日)</p> <p style="text-align: center;">所有する当行の株式の数 28,169株</p> <p style="text-align: center;">取締役会への出席状況 15/15回 (100%)</p>	<p>1987年 4月 日本銀行入行 2011年 5月 日本銀行福島支店長 2013年 5月 日本銀行企画局審議役 2014年 6月 日本銀行金融機構局審議役 2015年 6月 日本銀行業務局長 2017年 4月 日本銀行総務人事局長 2019年 4月 日本銀行退職 2019年 4月 当行入行 当行常勤顧問</p> <p>2019年 6月 当行取締役副頭取 兼 人事企画部長 2020年 3月 当行取締役副頭取 兼 総合企画部ビジネスイノベーション室長 2021年 4月 当行取締役頭取 (現任) 現在に至る</p> <p>・取締役候補者とした理由 日本銀行において要職を歴任する等のうえ当行常勤顧問を務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、2019年6月より取締役副頭取、2021年4月より代表取締役頭取として、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">桑原 幹也 (1959年 5月 30日)</p> <p style="text-align: center;">所有する当行の株式の数 22,331株</p> <p style="text-align: center;">取締役会への出席状況 15/15回 (100%)</p>	<p>1982年 4月 当行入行 2011年 4月 当行ニューセンター支店長 2013年 6月 当行市場金融部長 2016年 6月 当行融資統括部長 兼 金融円滑化管理責任者 2016年 7月 当行執行役員融資統括部長 兼 金融円滑化管理責任者 2017年 6月 当行取締役融資統括部長 兼 金融円滑化管理責任者 2017年10月 当行取締役法人事業部長 兼 金融円滑化管理責任者 2021年 6月 当行常務取締役法人事業部長 兼 金融円滑化管理責任者 兼 リテール部長 2023年 1月 当行常務取締役法人事業部長 兼 リテール部長 (現任) 現在に至る</p> <p>・取締役候補者とした理由 市場金融部長、融資統括部長、法人事業部長、リテール部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2017年6月より取締役、2021年6月より常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの経験や知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
3	<p>再任</p> <p>長谷 聡 (1961年12月30日)</p>	<p>1984年4月 当行入行</p> <p>2003年11月 当行石金支店長</p> <p>2006年4月 当行立山支店長</p> <p>2013年4月 当行営業企画部 上席営業推進役</p> <p>2015年1月 当行事務部長</p> <p>2017年10月 当行総合企画部 デジタルイノベーション室長</p>
	<p>所有する当行の株式の数</p> <p>19,988株</p>	<p>2019年6月 当行取締役総合企画部 デジタルイノベーション室長 兼 ダイレクトバンキング部長</p>
	<p>取締役会への出席状況</p> <p>15/15回 (100%)</p>	<p>2020年4月 当行取締役総合企画部 デジタルイノベーション室長 兼 ダイレクトバンキング部長 兼 支店部長</p> <p>2021年6月 当行取締役事務統括システム部長 兼 ダイレクトバンキング部長</p> <p>2023年1月 当行取締役事務統括システム部長 (現任)</p> <p>現在に至る</p>
	<p>・取締役候補者とした理由</p> <p>事務部長、総合企画部 デジタルイノベーション室長、事務統括システム部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2019年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
	<p>・取締役候補者とした理由</p> <p>経営管理部長、高岡支店長、人事企画部長、コンプライアンス/フィデューシャリー・デューティー部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2021年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
4	<p>再任</p> <p>前田 央 (1961年9月26日)</p>	<p>1985年4月 当行入行</p> <p>2005年1月 当行東大通支店長</p> <p>2007年4月 当行イオンF B支店長</p> <p>2010年4月 当行昭和町支店長</p> <p>2012年4月 当行砺波支店長</p> <p>2016年4月 当行富山南センター支店長</p> <p>2018年4月 当行経営管理部長</p>
	<p>所有する当行の株式の数</p> <p>15,383株</p>	<p>2020年4月 当行高岡支店長</p> <p>2020年7月 当行執行役員高岡支店長</p> <p>2021年2月 当行執行役員高岡支店長 兼 清水支店長</p>
	<p>取締役会への出席状況</p> <p>15/15回 (100%)</p>	<p>2021年6月 当行取締役高岡支店長 兼 清水支店長</p> <p>2022年6月 当行取締役人事企画部長 兼 コンプライアンス/フィデューシャリー・デューティー部長 (現任)</p> <p>現在に至る</p>
	<p>・取締役候補者とした理由</p> <p>経営管理部長、高岡支店長、人事企画部長、コンプライアンス/フィデューシャリー・デューティー部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2021年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
	<p>・取締役候補者とした理由</p> <p>経営管理部長、高岡支店長、人事企画部長、コンプライアンス/フィデューシャリー・デューティー部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2021年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
5	再任 <small>ほん だ つとむ</small> 本 多 力 (1963年 3 月27日)	1985年 4 月 当行入行 2003年 9 月 当行審査部業務推進役 2004年10月 当行砺波支店長 2009年 4 月 当行営業企画部営業推進役 2012年 6 月 当行高岡支店副支店長 2016年 4 月 当行ニューセンター支店長 2018年 4 月 当行市場金融部長 2020年 7 月 当行執行役員市場金融部長 2021年 6 月 当行取締役コーポレート部長 兼 東京支店長 兼 東京事務所長 2023年 1 月 当行取締役総合企画部長 (現任) 現在に至る
	所有する当行の株式の数	
	16,626株	
	取締役会への出席状況	
	15/15回 (100%)	
<p>・取締役候補者とした理由</p> <p>ニューセンター支店長、市場金融部長、コーポレート部長、総合企画部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2021年6月から取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
6	再任 <small>しま くら はや と</small> 島 倉 勇 人 (1963年12月 2 日)	1986年 4 月 当行入行 2004年 3 月 当行滑川支店長 2007年 4 月 当行営業企画部営業推進役 2009年 4 月 当行大沢野支店長 2011年 4 月 当行高岡中央支店長 2013年 6 月 当行金融商品サービス部長 2017年11月 当行ビジネスプラザ支店長 2019年 5 月 当行人事企画部副部長 2020年 3 月 当行人事企画部長 2021年 6 月 当行取締役総合企画部長 2023年 1 月 当行取締役経営管理部長 兼 金融円滑化管理責任者 (現任) 現在に至る
	所有する当行の株式の数	
	11,618株	
	取締役会への出席状況	
	15/15回 (100%)	
<p>・取締役候補者とした理由</p> <p>ビジネスプラザ支店長、人事企画部長、総合企画部長、経営管理部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2021年6月から取締役に務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
7	新任 たかしま やすし 高島 寧 (1962年10月16日)	1985年4月 当行入行 2005年4月 当行北の森支店長 2009年4月 当行高山支店長 2010年10月 当行営業企画部営業推進役 2011年5月 当行黒部支店長 2015年10月 当行本店営業部副部長 2017年4月 当行堤町支店長 2018年4月 当行ニューセンター支店長 2020年4月 当行経営管理部長 2021年6月 当行執行役員市場金融部長（現任） 現在に至る
	所有する当行の株式の数	11,720株
	取締役会への出席状況	—
		—
	・取締役候補者とした理由 堤町支店長、ニューセンター支店長、経営管理部長、市場金融部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2021年6月から執行役員を務め、こうしたこれまでの実績や経験、知見及び業績を踏まえ、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	
8	再任 社外 独立 かなおか かつ き 金岡 克己 (1956年2月24日)	1978年4月 東京芝浦電気株式会社（現 株式会社東芝）入社 1985年5月 株式会社インテック入社 2000年6月 株式会社インテック取締役 株式会社アット東京代表取締役社長 2007年4月 株式会社インテック代表取締役執行役員社長 2008年4月 I Tホールディングス株式会社取締役 2008年6月 当行監査役 2009年6月 株式会社インテック代表取締役社長 2012年6月 I Tホールディングス株式会社代表取締役会長 2015年5月 株式会社インテック取締役会長 2015年6月 当行取締役（現任） 2016年6月 T I S株式会社取締役 2018年4月 株式会社インテック取締役相談役 2021年4月 テイカ製薬株式会社代表取締役社長（現任） 2021年7月 株式会社スカイインテック特別参与（現任） 現在に至る 【重要な兼職の状況】 テイカ製薬株式会社 代表取締役社長
	所有する当行の株式の数	50,000株
	取締役会への出席状況	15/15回（100%）
	・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 株式会社アット東京、株式会社インテック、I Tホールディングス株式会社およびテイカ製薬株式会社の代表取締役としてこれまで培ってこられた経営者としての豊富な経験と高い識見およびI T分野に関する専門的知見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に株主視点を踏まえたコーポレートガバナンスの強化や当行のシステム分野に関して、適切な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
9	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 再任 社外 独立 </div> 谷垣 岳人 (1964年 1月28日)	1992年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、石井法律事務所入所（現任） 2000年 6月 金融監督庁（現、金融庁）検査局（専門検査官） 2016年 6月 太陽生命保険株式会社監査役（現任） 2019年 6月 当行取締役（現任） 現在に至る
	所有する当行の株式の数	【重要な兼職の状況】 弁護士 石井法律事務所 太陽生命保険株式会社 社外監査役
	0株	
	取締役会への出席状況	
15/15回（100%）	・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 弁護士としてこれまで培われた専門的な法務知識、豊富な経験と高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行のコンプライアンス体制の強化や法改正への対応等に関して、適切な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	
10	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 再任 社外 独立 </div> 西田 友佳 (1973年 1月31日)	2000年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社 2004年 4月 公認会計士登録 2021年 8月 西田公認会計士事務所代表（現任） 2022年 6月 当行取締役（現任） 現在に至る
	所有する当行の株式の数	【重要な兼職の状況】 公認会計士 西田公認会計士事務所代表
	0株	
	取締役会への出席状況	
10/11回（90.9%）	・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 公認会計士としてこれまで培われた専門的な財務及び会計に関する、豊富な経験と高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に客観的・中立的立場で当行の財務及び会計の観点から経営全般の監督機能強化のため、適切な役割を果たしていただくことを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況
11	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> やなぎ 柳 原 良 太 (1961年4月29日)	1985年4月 日本銀行入行 2008年5月 日本銀行松本支店長 2010年7月 日本銀行大阪支店副支店長 2011年7月 日本銀行システム情報局審議役 2013年6月 日本銀行総務人事局審議役 2014年5月 日本銀行発券局長 2015年8月 日本銀行政策委員会室長 2016年4月 日本銀行政策委員会室長 日本銀行政策委員会室総務課長事務取扱 2016年5月 日本銀行政策委員会室長 2017年4月 日本銀行監事就任 2021年3月 日本銀行監事退任 2021年5月 日本通運株式会社警備輸送事業部顧問 2023年1月 NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社取締役副社長（現任） 現在に至る
	所有する当行の株式の数	0株
	取締役会への出席状況	—
		—
		—
・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 日本銀行において要職を務められたほか、日本通運株式会社警備輸送事業部顧問、NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社取締役副社長を歴任されるなど、金融業界を中心とした幅広い経験と高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言をいただくこと、特に当行のリスク管理体制の強化や金融環境・マーケット環境の分析に関して、適切な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 金岡克己、谷垣岳人、西田友佳および柳原良太の4氏は、社外取締役候補者であります。
2. 金岡克己氏が代表取締役社長でありますテイカ製薬株式会社と当行の間には、貸出金等の取引があります。その他の各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 金岡克己氏は、当行代表取締役金岡純二氏の三親等以内の親族であります。
4. 金岡克己氏の当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年であります。谷垣岳人氏の当行社外取締役としての在任期間は、4年であります。西田友佳氏の当行社外取締役としての在任期間は、1年であります。なお、金岡克己氏の当行社外監査役としての在任期間は、2008年6月から2015年6月までをもって7年であります。
5. 当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材を継続的に招聘できるよう定款において、社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めております。金岡克己、谷垣岳人および西田友佳の3氏の選任が承認可決された場合、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を引き続き締結する予定であります。また、柳原良太氏の選任が承認可決された場合、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当行は、保険会社との間において、被保険者を範囲とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填されます。各候補者の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 金岡克己、谷垣岳人、西田友佳および柳原良太の4氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当行が定める社外役員の独立性基準（<https://www.first-bank.co.jp/ir/governance.html>）をいずれも満たしております。金岡克己、谷垣岳人および西田友佳の3氏の選任が承認可決された場合、引き続き3氏を独立役員として届け出る予定であります。また、柳原良太氏の選任が承認可決された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役4名のうち、瀧脇俊彦氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本総会において選任をお願いする島谷浩司氏の任期は、当行定款の規定により前任の監査役の任期満了までとなります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び重要な兼職の状況			
<table border="1"> <tr> <td>新任</td> <td>社外</td> <td>独立</td> </tr> </table> しま たに ひろ し 島 谷 浩 司 (1964年3月7日)	新任	社外	独立	1986年4月 北日本放送株式会社入社 2011年6月 北日本放送株式会社取締役社長室長 2020年6月 北日本放送株式会社常務取締役管理本部長 2022年7月 北日本放送株式会社常務取締役マネジメント本部長 (現任) 現在に至る
新任	社外	独立		
所有する当行の株式の数				
	0株			
取締役会への出席状況				
	—			
監査役会への出席状況				
	—			
・社外監査役候補者とした理由 富山県における代表的な報道機関の役員として培われた豊富な経験と見識に基づき、客観的かつ中立的な見地から有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、今後の当行の監査体制の更なる強化に貢献いただけると判断し、社外監査役候補者いたしました。				

- (注) 1. 島谷浩司氏は、社外監査役候補者であります。
2. 島谷浩司氏が常務取締役であります北日本放送株式会社と当行の間には、貸出金等の取引があります。
3. 当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材を継続的に招聘できるよう定款において、社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨を定めております。島谷浩司氏の選任が承認可決された場合、会社法第423条第1項の賠償責任について、社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当行は、保険会社との間において、被保険者を範囲とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填されます。島谷浩司氏の選任が承認可決された場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 島谷浩司氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準および当行が定める社外役員の独立性基準 (<https://www.first-bank.co.jp/ir/governance.html>) をいずれも満たしております。島谷浩司氏の選任が承認可決された場合、新たに独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考) 本総会後の取締役および、監査役の主な経験、見識を有する分野

本総会の第2号議案および、第3号議案が原案通り承認可決された場合、本総会後の取締役および、監査役の主な経験、見識を有する分野は、以下の通りです。

氏名	職位等	経験、見識を有する分野							(1) 企業経営	(2) マクロ経済・金融	(3) 財務・会計	(4) サステナブル	(5) 行政・法令	(6) ITデジタル	(7) 広報・危機管理
		① リーダーシップ	② 経営戦略・企画力	③ 営業	④ 市場運用	⑤ リスク管理	⑥ 財務	⑦ ITデジタル							
野村 充	代表取締役頭取	○	○		○	○	○								
桑原 幹也	代表取締役常務	○	○	○	○			○							
長谷 聡	取締役			○				○							
前田 央	取締役		○	○		○	○	○							
本多 力	取締役		○	○	○		○	○							
島倉 勇人	取締役		○	○		○	○	○							
高島 寧	取締役		○	○	○	○	○								
金岡 克己	社外取締役 (独立役員)								○			○		○	
谷垣 岳人	社外取締役 (独立役員)											○	○		○
西田 友佳	社外取締役 (独立役員)								○		○				
柳原 良太	社外取締役 (独立役員)									○	○		○	○	
水上 豊治	常勤監査役			○			○	○							
松田 圭司	常勤監査役			○	○			○							
蒲地 誠	社外監査役 (独立役員)								○			○			○
島谷 浩司	社外監査役 (独立役員)								○		○				○

※ 上記一覧表は、各氏の有する全ての知見・経験を表すものではありません。

※ (1)~(7)につきましては、社外役員の経験、見識を有する分野であります。

以 上

第112期(2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

当行グループは、当行、子会社及び子法人等4社で構成され、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスに係る事業を行っています。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店65店において、預金業務、貸出業務、為替業務、商品有価証券売買業務等を行い、グループの中心と位置づけております。

また、富山ファースト・ビジネス㈱において、銀行事務代行業務等を行っています。

〔リース業〕

富山ファースト・リース㈱において、各種のリース業務を行っています。

〔その他業務〕

富山ファースト・ディーシー㈱において、クレジットカード業務等を行っております。また、㈱富山ファイナンスにおいて、金銭の貸付等の業務を行っています。

(金融経済環境)

2022年度を振り返ると、新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かう中で、ウィズコロナを前提とした行動様式の広がりや外国人渡航者の入国制限の緩和が進み、企業の経済活動は徐々に正常化しました。国内旅行等を含めた個人消費も政府の支援策などもあって持ち直しに転じるなど、引続き厳しい状況ながら、国内景気は総じて緩やかに回復に向かった一年であったと評価できるように思います。

一方、コロナ禍による世界的なサプライチェーンの混乱にロシアのウクライナ侵攻の影響などが加わり、資源、エネルギー、食料品等の価格が急騰し、それを受けた米欧の急速な金利引き上げによる為替円安化の進行もあって、国内でもエネルギーや原材料の価格が幅広く値上がりしました。つれて川下の消費者物価も40数年ぶりに前年同月比で4%台の上昇幅を記録するなど、年間を通じて上昇し、コロナ禍によるダメージが色濃く残る企業、家計の活動に悪影響を及ぼしています。

この間、国内の金融資本市場を見ると、地政学リスクの拡大や内外経済の混乱、米欧政策金利の急速な引上げやそれに伴う景気後退懸念、年度末に発生した米欧の大手・中堅金融機関の経営破綻等から年度を通じて不安定な動きとなり、日経平均株価は25,000円台から29,000円台のレンジの中で度々大きな変動に見舞われました。為替(ドル円)は春先の120円台前半から急速に円安が進み、10月に一時151円をつけた後、円高方向へ揺り返し、年度末は130円台前半で推移しました。また、昨年末には日本銀行の超金融緩和政策が一部修正され、長期金利(10年)も幾分上昇しています。今後とも経済の不確実性が高まる中で内外の金融資本市場の動向については十分注視していく必要があると考えます。

(事業の経過及び成果)

当行の2022年度の連結会計年度業績は、以下の通り、2021年度に続いて大幅な増益となりました。

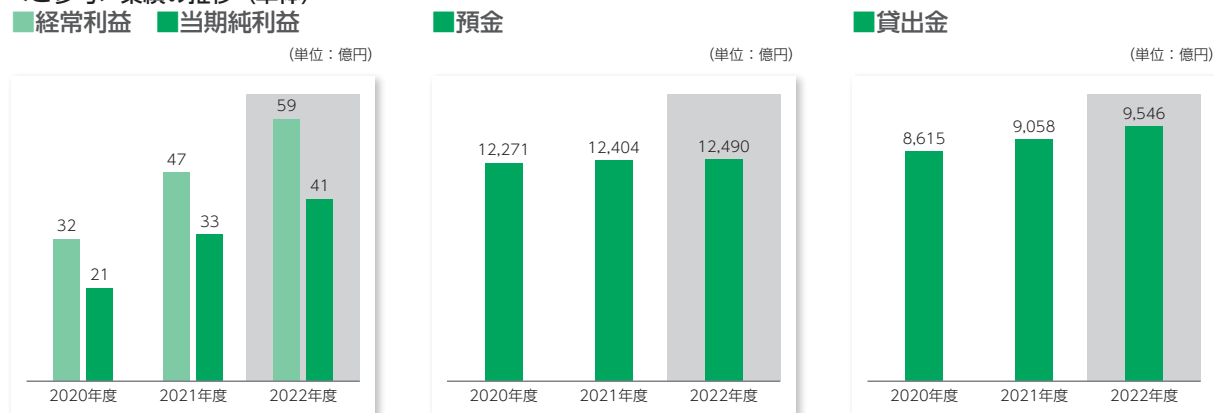
まず、損益の状況を見ると、経常収益は、貸出金利息・有価証券利息配当金などの資金利益や役員取引等利益の増加により、352億52百万円(前年度比24.3%増)の大幅な増収となりました。このうち貸出金利息はボリュームの拡大と利鞘の縮小一巡から14年ぶりに増加に転じました。経常費用は、日銀の特別当座預金制度の活用を前提に経費の削減に努めた一方で、物価上昇を踏まえた職員期末賞与の増額、国内金利の上昇により価格が下落した日本国債等の処分を積極的に進めたこと等により増加し、289億26百万円(前年度比25.1%増)となりました。この結果、経常利益は63億26百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は42億3百万円と、いずれも前年度を2割超上回る増益となりました。

また銀行単体の業績においては、銀行の本業利益を表すコア業務純益は80億60百万円と過去最高の水準に達しています。

次に資産・負債の状況を見ると、貸出金は事業者向け融資の順調な拡大に加え、他行対比で商品性が優位にある住宅ローンの大幅な増加により、当期末残高は9,380億円（前年度比486億円増）となりました。有価証券は内外金利の上昇が続く中で日本国債や外国証券の売却を進め、当期末残高は4,470億円（前年度比531億円減）となりました。

一方、譲渡性預金を含めた預金等は、要払性預金の増加等から、当期末残高は1兆3,282億円（前年度比584億円増）となりました。

＜ご参考＞業績の推移（単体）



（対処すべき課題）

既述の通り、新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かう中で、経済活動はコロナ禍以前の状況に戻りつつあります。一方で、原材料、エネルギー価格の高騰や物価高を踏まえた人件費の増加、経済活動が正常化する中であって益々深刻化する地域の人手不足等の課題については解決の目途が立たず、地域経済の不透明感は払拭されていません。

こうした環境のもと、当行は、お客さまファーストを徹底する地方銀行として、脱コロナに向けた事業者の皆さまの設備投資資金や増加する運転資金ニーズに、引続き、積極かつ迅速に対応してまいります。また、持続可能な経営の実現に向けたSDGs取組支援や経営改善計画の策定支援、DX（デジタル・トランスフォーメーション）や脱炭素などの新たな取組みへの支援、お取引先への人材紹介など、コンサルティングの面でも幅広く支援を強化してまいります。

一方、個人のお客さまに対しては、政府が打ち出している「資産所得倍増プラン」も踏まえ、お客さまとのライフプランの共有を起点に、より長期の視点で資産形成を支援する体制づくりをいち早く進め、一段と高いレベルで、「お客さま本位の業務運営」に取り組んでまいります。

また、東証プライム上場企業に求められる高度なガバナンス体制の構築に取り組み、そのもとで持続的な収益力の向上と適切な株主還元を努め、課題とされるPBR（株価純資産倍率）の早期改善を図ってまいります。

現在、当行では、より長期の視点から「当行のあるべき姿」を描き、そこからバックキャストする形で様々な経営課題を抽出していく、新たな経営ビジョンの策定に取り組んでいます。こうした取組みにより、「お客さまファースト」に磨きをかけ、今後とも地域の皆さまとともに歩みを進めてまいります。株主ならびにお取引先の皆さまには、一層のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	32,230	29,475	28,351	35,252
経常利益	3,931	3,546	5,233	6,326
親会社株主に帰属する当期純利益	2,232	2,291	3,486	4,203
包括利益	△5,694	21,349	4,621	2,878
純資産額	96,958	117,494	121,310	122,292
総資産	1,391,333	1,428,623	1,466,345	1,485,657

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預金	1,184,550	1,227,198	1,240,410	1,249,000
定期性預金	625,449	593,873	563,208	550,898
その他	559,100	633,324	677,201	698,102
貸出金	822,732	861,556	905,814	954,686
個人向け	191,072	187,054	192,998	218,726
中小企業向け	333,431	354,448	379,382	387,613
その他	298,229	320,053	333,432	348,346
商品有価証券	152	142	94	61
有価証券	463,007	467,961	482,772	429,266
国債	90,689	75,092	80,381	36,357
その他	372,317	392,868	402,391	392,908
総資産	1,377,472	1,414,849	1,451,213	1,469,929
国内為替取扱高	4,248,830	3,999,959	4,182,291	4,684,827
外国為替取扱高	百万ドル 260	百万ドル 401	百万ドル 215	百万ドル 100
経常利益	3,531	3,214	4,794	5,921
当期純利益	2,138	2,199	3,375	4,106
1株当たり当期純利益	32円12銭	33円04銭	50円66銭	63円89銭

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人数

	当 年 度 末		
	銀行業	リース業	その他事業
使用人数	621人	2人	3人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末
使用人数	621人
平均年齢	40年10月
平均勤続年数	18年1月
平均給与月額	405千円

(注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

	主 要 な 営 業 所	営 業 所 数
富 山 県	本 店 営 業 部 他	店 57
石 川 県	金 沢 支 店 他	3
新 潟 県	長 岡 支 店 他	3
岐 阜 県	高 山 支 店 他	2
東 京 都	東 京 支 店	1
大 阪 府	大 阪 支 店	1
合 計		67

(注) 1. 富山県の営業所数は、富山ファースト・ビジネス(株)本社を含んでおります。
 2. 上記には店舗内店舗13カ店が含まれております。
 3. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を26カ所設置しております。

ロ. リース業

富山ファースト・リース(株)本社及び富山営業部

ハ. その他事業

富山ファースト・ディーシー(株)本社、(株)富山ファイナンス本社

(5) 設備投資の状況

イ. 当行の設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	384
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の重要な設備の新設等

該当ありません。

ハ. 当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却

該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

(2022年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
富山ファースト・ ビジネス株式会社	富山市奥田本町 6番35号	銀行業務代行 労働者派遣業務等	百万円 10	% 100.00	—
富山ファースト・ リース株式会社	高岡市京田 621番地	リース業務等	40	21.87	—
富山ファースト・ ディーシー株式会社	富山市掛尾町 626番地	クレジットカード 信用保証業務等	20	20.00	—
株式会社 富山ファイナンス	富山市新桜町 2番地24	金銭の貸付業務等	10	13.75	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 上記4社は連結対象子会社及び子法人等であります。

ハ. 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
 2. 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連593（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
 3. 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
 4. 株式会社セブン銀行との提携により、全国のセブン-イレブン店舗等に設置の現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。給与振込、年金受取、通帳レス口座をご利用のお客さまは、終日無料でご利用いただけます。
 5. 株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置の現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
 6. 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
 7. 株式会社北國銀行及び株式会社福井銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
- (7) 事業譲渡等の状況
該当ありません。
- (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(2022年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
金岡 純二	取締役会長（代表取締役）		
野村 充	取締役頭取（代表取締役）		
桑原 幹也	常務取締役法人事業部長兼リテール部長		
長谷 聡	取締役事務統括システム部長		
前田 央	取締役人事企画部長兼コンプライアンス／フィ デューシャリー・デューティー部長		
本多 力	取締役総合企画部長		
島倉 勇人	取締役経営管理部長		
川原 義仁	取締役（社外取締役）		
金岡 克己	取締役（社外取締役）	テイカ製菓株式会社 代表取締役社長	
谷垣 岳人	取締役（社外取締役）	弁護士 石井法律事務所、 太陽生命保険株式会社 社外監査役	
西田 友佳	取締役（社外取締役）	公認会計士 西田公認会計士事務所代表	
水上 豊治	常勤監査役		
松田 圭司	常勤監査役		
瀧脇 俊彦	監査役（社外監査役）	北日本放送株式会社 代表取締役社長	
蒲地 誠	監査役（社外監査役）	株式会社北日本新聞社 代表取締役社長	

- (注) 1. 取締役四谷英久氏は2023年2月27日に辞任により退任致しました。
2. 取締役松田圭司、監査役の戸田雅也および、河合 隆の3氏は、2022年6月29日開催の111回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任致しました。
3. 当行は、社外役員を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名、役職地位及び担当は次のとおりであります。

(2022年度末現在)

氏名	地位	担当又は主な職業
高島 寧	執行役員	市場金融部長
岩田 勝之	執行役員	金沢支店長兼泉支店長
本井 衛	執行役員	高岡支店長兼清水支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において定めております。

取締役の基本報酬は、固定金銭報酬である月額報酬と役員賞与で構成されており、当該報酬は、「従業員給与とのバランス」、「役員報酬の世間基準」、「当行の経営内容」を参考に役員の序列・職務内容ごとに本決定方針にて定めた算定基準に基づき決定します。

非金銭報酬等である株式報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、付与対象者は常勤取締役とします。

対象取締役は、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当行の普通株式について自己株式の処分を受けるものとします。譲渡制限期間は退職時解除型であり、退任により譲渡制限が解除となります。（途中退任・退職時の取扱いについては、在任期間を当行の取締役会が定める期間で按分し譲渡制限を解除します。）

常勤取締役の報酬等は、固定金銭報酬及び株式報酬により構成され、これらの支給割合は、役位・職責、業績等を総合的に勘案して決定しております。

非常勤・社外取締役の報酬等は固定金銭報酬のみとし、その役員の当行への貢献度及び社会的地位並びに就任の事情や責任限定契約の有無、業界における相場感なども含め総合的に勘案し決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定事項の内容及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、取締役の報酬等に係る手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2022年1月31日に取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、取締役会は、報酬等の決定について、同委員会による提言・提案を最大限尊重することとしております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性・客観性が重視される職務に鑑み、固定金銭報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金
取締役	13	184(15)	120	7	56
監査役	6	37(6)	37	—	—
合計	19	221(22)	157	7	56

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2022年6月29日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名が含まれております。
また、2023年2月27日に辞任した取締役1名が含まれております。
3. 取締役の「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等71百万円は含まれておりません。
4. 報酬等には、役員賞与引当金繰入額22百万円を含んでおり、括弧内に内書きしております。
5. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額であります。当該株式報酬の内容等は、「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。
6. 当行は、2009年6月26日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する役員に対しては、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当期中に辞任を表明した取締役1名に対する役員退職慰労金に加算した功労加算金として56百万円を計上しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第111回定時株主総会において「年額200百万円以内（うち社外取締役年額30百万円以内）」（ただし使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は4名）です。

また、これとは別に、2018年6月28日開催の第107回定時株主総会において年額30百万円を限度として自己株式を交付する譲渡制限付株式報酬制度（非常勤・社外取締役を除く）の導入について決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第104回定時株主総会において「年額50百万円以内（うち、社外監査役年額10百万円以内）」と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

基本報酬については、年度毎に担当取締役が本決定方針に基づき個人別の固定金銭報酬（月額報酬及び役員賞与）の具体的な「原案」を作成しております。指名報酬委員会がその妥当性等について確認し個人別の固定金銭報酬の最終決定の答申・提言を踏まえ、取締役会で決議しました。

指名報酬委員会に権限を委任する理由は、手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れると判断したためであります。

非金銭報酬等である株式報酬については、譲渡制限付株式の払込金額に相当する報酬支給及び同報酬としての自己株式の処分に必要な事項および最終的な付与金額を指名報酬委員会がその妥当性等について確認し答申・提言を踏まえ取締役会にて決議しました。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
取締役 川原 義仁	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。
取締役 金岡 克己	同上
取締役 谷垣 岳人	同上
取締役 西田 友佳	同上
監査役 瀧脇 俊彦	同上
監査役 蒲地 誠	同上

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役 当行監査役 当行執行役員 連結子会社の役員	<p>当行は、保険会社との間において、被保険者を範囲とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当行および連結子会社が全額負担しております。</p> <p>当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながらおこなった行為に対する損害等は補償対象外としております。契約は1年毎に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。</p>

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	同社との取引
取締役 川原 義仁	—	—
取締役 金岡 克己	テイカ製薬(株) 代表取締役社長	銀行取引
取締役 谷垣 岳人	弁護士 石井法律事務所、太陽生命保険(株) 社外監査役	—
取締役 西田 友佳	公認会計士 西田公認会計士事務所代表	—
監査役 瀧脇 俊彦	北日本放送(株) 代表取締役社長	銀行取引
監査役 蒲地 誠	(株)北日本新聞社 代表取締役社長	銀行取引

(注) 金岡克己氏は、当行代表取締役会長金岡純二氏の三親等親族であります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
取締役 川原 義仁	7年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち14回に出席しております。	日本銀行において要職を務められたほか、金融業界での幅広い経験と高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行のリスク管理体制の強化や金融環境・マーケット環境の分析に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
取締役 金岡 克己	7年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち15回に出席しております。	上場企業経営者として培われた豊富な経験と高い識見及びIT分野に関する専門的知見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に株主視点を踏まえたコーポレート・ガバナンスの強化や当行のシステム分野に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
取締役 谷垣 岳人	3年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち15回に出席しております。	弁護士としてこれまで培われた専門的な法務知識、高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行のコンプライアンス体制の強化や法改正への対応等に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
取締役 西田 友佳	9カ月	2022年6月29日の取締役就任以降に開催された取締役会11回のうち10回に出席しております。	公認会計士としてこれまで培われた専門的な財務知識、高い識見を活かし、議案の審議等に有用な助言・発言を行っております。特に当行の財務および会計の視点からの監督機能強化に関して適宜発言を行い、適切な役割を果たしております。
監査役 瀧脇 俊彦	2年9カ月	当期に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会13回のうち13回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関での経営経験から、会の適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においても適宜必要な発言を行っております。
監査役 蒲地 誠	9カ月	2022年6月29日の監査役就任以降に開催された取締役会11回のうち9回、監査役会10回のうち9回に出席しております。	取締役会においては富山県を代表する報道機関での経営経験から、会の適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においても適宜必要な発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

支給人数	銀行からの報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額		銀行の親会社等からの報酬等
		基本報酬	非金銭報酬等	
7人	30	30	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上表には、2022年6月29日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見
特段ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 180,000千株
 発行済株式の総数 67,309千株
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 10,091名

- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,519 ^{千株}	7.06%
株式会社北陸銀行	1,941	3.03
株式会社福井銀行	1,788	2.79
富山第一銀行職員持株会	1,551	2.42
井村俊哉	1,420	2.21
三井住友海上火災保険株式会社	1,409	2.20
日本生命保険相互会社	1,310	2.04
東京海上日動火災保険株式会社	1,041	1.62
株式会社インテック	1,000	1.56
住友生命保険相互会社	960	1.50

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行は、自己株式3,302千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 また、持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数（株式の種類及び種類ごとの数）
取締役（社外取締役を除く）	8人	普通株式 19,704株

- (注) 株式の数は、当事業年度中に付与した譲渡制限付株式の数であり、辞任した取締役も含めて記載しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 石川 琢也 指定有限責任社員 安田 康宏	43	(注) 2、(注) 3

- (注) 1. 記載金額は、単位未滿を切り捨てて表示しております。
 2. 監査役会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、会計監査人の前期の監査計画、職務執行状況、当該期の報酬見積りの算出根拠などが適切であるかなどについて検証を行い審議した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、同意しております。
 3. 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、サイバーセキュリティに関する支援業務を委託し、対価を支払っております。
 4. 上記監査人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は45百万円であります。
 5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

- イ 在任中の会計監査人との間の補償契約
 該当ありません。
- 補償契約の履行等に関する事項
 該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行います。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

定めておりません。

第112期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	74,843	現金	1,249,000
現金預け	9,568	当座預金	73,769
商品有価証券	65,274	普通預金	580,543
商品有価証券	61	貯蓄預金	25,044
商金の信託	61	通知預金	9,086
有価証券	700	定期預金	545,911
国債	429,266	定期積金	4,986
地方債	36,357	その他の預金	9,658
社債	12,641	譲渡性預金	80,000
株式	58,443	借入金	20,800
その他の証券	106,378	その他の負債	20,800
貸出金	215,445	未決済為替借	2,175
割引手形	954,686	未払法人税等	176
手形貸付	4,827	未払費用	192
証書貸付	22,841	前受収益	320
当座貸越	795,059	従業員預り金	346
外為替	131,958	給付補填備品	148
外国店為替	1,932	金融派生商品	0
外国店為替	1,905	リース債務	249
その他の資産	26	資産除去債務	212
未決済為替	6,165	その他の負債	61
未払費用	113	役員賞与引当金	467
未収収益	83	退職給付引当金	22
金融派生の資産	1,453	睡眠預金払戻損失引当金	63
有形固定資産	16	偶発損失引当金	68
建物	4,499	繰延税金負債	580
土地区画整理費	8,185	再評価に係る繰延税金負債	2,793
リース資産	2,985	支払承	567
その他の有形固定資産	4,249	負債の部合計	2,408
無形固定資産	184	(純資産の部)	1,358,479
ソフトウェア	765	資本	10,182
その他の無形固定資産	755	資本剰余金	6,098
前払年金費用	707	資本準備金	6,074
貸倒引当金	47	その他の資本剰余金	24
	320	利益剰余金	80,879
	2,408	利益準備金	3,859
	△9,395	その他の利益剰余金	77,020
		別途積立金	38,860
		繰越利益剰余金	38,160
		自己株式	△1,298
		株主資本合計	95,862
		その他有価証券評価差額金	14,506
		土地再評価差額金	1,080
		評価・換算差額等合計	15,587
資産の部合計	1,469,929	純資産の部合計	111,449
		負債及び純資産の部合計	1,469,929

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第112期(2022年 4月 1日から 2023年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収入	23,526
金運	18,254
貸有預金の受取	8,747
出証の他取	9,449
証券の引替	49
金利息	7
受取	2,433
入金	482
手配	1,950
業務	6,420
証券	6,039
常務	380
取立	2,418
売却	102
運常	2,268
費用	6
収	40
経常費用	23,604
金運	154
預讓の支	147
渡ル他取	4
マの引替	△7
ネ支	10
等手	990
業務	45
証券	945
常務	8,192
売却	557
買却	0
損	2,022
買却	5,537
損	40
費用	34
経常	11,362
費用	2,904
繰入	658
償却	2
費用	1,676
経常	263
費用	303
経常利益	5,921
特別	0
損失	244
特別	8
損失	236
税引	5,678
法人	1,429
法人	141
当期	1,571
純	4,106

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第112期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	74,901	預 金	1,248,281
商 品 有 価 証 券	61	譲 渡 性 預 金	80,000
金 銭 の 信 託	700	借 用 金	23,965
有 価 証 券	447,052	そ の 他 負 債	2,929
貸 出 金	938,090	役 員 賞 与 引 当 金	22
外 国 為 替	1,932	退 職 給 付 に 係 る 負 債	235
リース債権及びリース投資資産	9,877	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	68
そ の 他 資 産	11,014	偶 発 損 失 引 当 金	580
有 形 固 定 資 産	8,348	繰 延 税 金 負 債	4,305
建 物	3,061	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	567
土 地	4,316	支 払 承 諾	2,408
その他の有形固定資産	970	負 債 の 部 合 計	1,363,364
無 形 固 定 資 産	762	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	712	資 本 金	10,182
その他の無形固定資産	49	資 本 剰 余 金	6,291
退 職 給 付 に 係 る 資 産	165	利 益 剰 余 金	83,308
繰 延 税 金 資 産	59	自 己 株 式	△1,298
支 払 承 諾 見 返	2,408	株 主 資 本 合 計	98,483
貸 倒 引 当 金	△9,718	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,783
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,080
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△225
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	16,638
		非 支 配 株 主 持 分	7,169
		純 資 産 の 部 合 計	122,292
資 産 の 部 合 計	1,485,657	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,485,657

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第112期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	額
経常	収 益		35,252
資 金 運 用 収 益		18,550	
貸 出 金 利 息		8,586	
有 価 証 券 利 息 配 当		9,907	
預 け 金 利		49	
そ の 他 の 受 入 利 息		7	
役 務 取 引 等 収 益		2,425	
そ の 他 業 務 収 益		11,846	
そ の 他 経 常 収 益		2,429	
償 却 債 権 取 立 益		104	
そ の 他 の 経 常 収 益		2,324	
経常	費 用		28,926
資 金 調 達 費 用		163	
預 讓 渡 金 利 息		147	
コ ー ル マ ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息		4	
借 入 金 利		△7	
そ の 他 の 支 払 利 息		18	
役 務 取 引 等 費 用		0	
そ の 他 業 務 費 用		972	
そ の 他 経 常 費 用		13,190	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		11,732	
そ の 他 の 経 常 費 用		2,867	
経特	利 益		6,326
特 別 利 益			0
固 定 資 産 処 分 益		0	
固 定 資 産 処 分 損 失		8	
減 損 損 失		236	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			6,082
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,538	
法 人 税 等 調 整		159	
当 期 純 利 益			1,697
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			4,385
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			181
			4,203

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 富山第一銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 石川 琢也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 安田 康宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 富山第一銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 琢也
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 康宏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富山第一銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山第一銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社及び子会社等については、子会社及び子会社等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社及び子会社等から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株式会社 富山第一銀行 監査役会

常勤監査役 水 上 豊 治 ㊟

常勤監査役 松 田 圭 司 ㊟

監 査 役 瀧 脇 俊 彦 ㊟

監 査 役 蒲 地 誠 ㊟

(注) 監査役瀧脇俊彦及び監査役蒲地誠は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 富山市西町5番1号 TOYAMAキラリ 当行本店 9階ホール
電話 (076) 424-1211 (代表)



◆交通のご案内

富山駅から徒歩約20分

市内電車ご利用の場合

- 南富山駅前方面「西町」下車、徒歩約1分
- 富山駅・岩瀬浜・富山大学前方面「西町」下車、徒歩約1分
- 環状線・岩瀬浜方面「グランドプラザ前」下車、徒歩約1分

○会場の駐車スペースが限られていますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます（会場の駐車場は本店窓口へご来店のお客さま専用とさせていただきます）。

○お車でご来場される場合

- ・会場横（西側）、または裏（南側）の有料立体駐車場、または付近のその他有料駐車場をご利用ください。
- ・なお、堤町支店・ビジネスプラザ支店横の無料駐車場をご利用いただくことも可能です（株主総会会場まで約400メートル、徒歩約5分）。
- ・当日は会場周辺道路の混雑が予想されます。時間に余裕をもってご来場ください。

<https://www.first-bank.co.jp/>

富山第一銀行

検索

